

単品スライド条項の運用に関する説明資料

令和4年12月

＜本資料に関する留意事項＞

- ・本資料は単品スライド運用マニュアルのポイントのみを抜粋した説明資料であり、**令和4年7月～8月にかけて各地方整備局で実施した説明会等**で出た質問・意見等を踏まえて再整理したのになります。
- ・本資料中の【○頁】はマニュアルの掲載頁を指しています。
- ・正式な内容は、**課長通知（工事請負契約書第26条第5項の運用について（令和4年6月17日付け））**
や運用マニュアル（令和4年7月） 本体を必ずご確認ください。
（なお、課長通知や運用マニュアルは、国土交通省本省HP、地方整備局HPに掲載しています。）

単品スライド条項の概要

工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）

◎ 工事請負契約書

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体
スライド

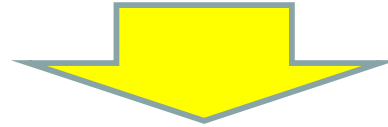
単品
スライド

インフレ
スライド

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

《現在の運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《現在の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・ 対象品目、対象材料
 - ・ 変更請求概算額
 - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく**変動後の金額 (品目毎の合計金額)** 実勢価格は単価合意比率を考慮
 - ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材 料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

- **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実勢価格にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- **実際の購入金額にてスライド額を算定**

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

改定ポイント①

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか、「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

改定ポイント①

実際の購入金額の確認フロー

(補足) 見積りについて
 工期内の代表的な月 (1ヶ月以上) とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格 (単価合意比率考慮)」以上となることを受注者にて確認



第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月 (1ヶ月以上) の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会 (もしくは地域) 全体としてのものではない。



第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価 (単価合意比率考慮) + 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価 (単価合意比率考慮) の加重平均 + 30%)

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価 (単価合意比率考慮) の + 30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30% を超えても妥当性が確認されれば採用可能



実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

受注者に提出して頂く証明書類

改定ポイント②

【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】

- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

改定ポイント②

➤ **鋼材類の購入**にあたって、**購入先と購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合には、購入先や単価等の証明書類の提出を省略し、搬入月及び数量を証明する書類をもってスライド条項の適用**とする。その際は**実勢価格**を用いてスライド額の算定を行う。

※受注者の自社の取り決めではなく、メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できる必要がある
 ※その他の主要な工事材料についても同等の事情があると認められる場合には同規定を準用可

出荷伝票

2021/07/11 47

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
H-300C300X15/15	1,000	2	2,000	0.186			
加工プレート PL-12X100X400	3,777	12	45,324	0.043			
L-130X130X12	10,000	31.5	315,000	3.124			
	3,000	24	72,000				

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
F10T-M22X60	120	0.264	31.68	F10T-M22X105	40	0.023	0.92
F10T-M22X65	440	0.238	104.72	トアプル B-10	32	0.099	3.168
F10T-M22X70	275	0.154	42.35	トアプル B-30	18	0.077	1.386
F10T-M22X75	350	0.500	175.00				
F10T-M22X80	350	0.207	72.45				
F10T-M22X85	135	0.081	11.03				
F10T-M22X90	90	0.056	5.04				

株式会社

御中

請求日 2021/7/31

TEL

FAX

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

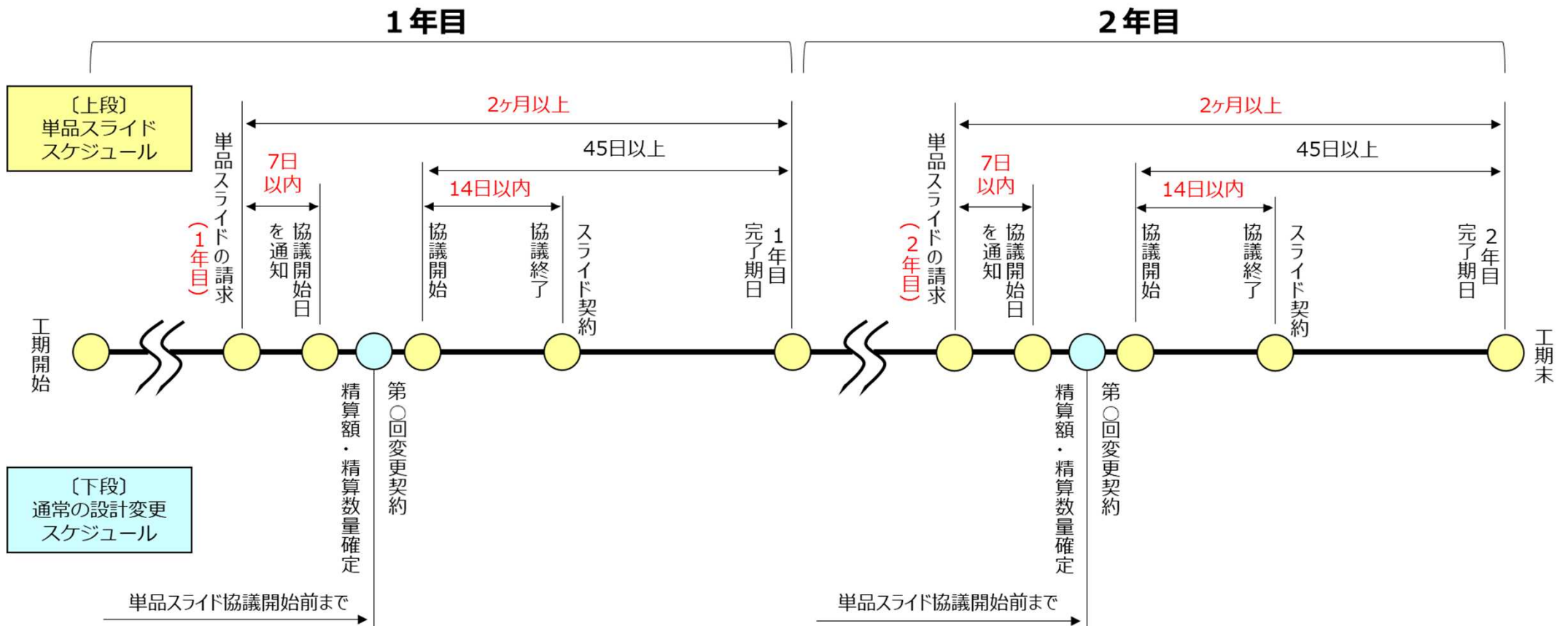
毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。さて、納品のお代金右記の通りになりますので下記明細を御確認の上、お支払い願いますようお願い申し上げます。

日付	品名・規格	数量	単価	金額
2021/7/6	湧形鋼 C200×80×7.5	0.394 t	102,612	40,390
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	7.052 t	112,687	794,669
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×70	0.086 t	365,553	31,438
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×85	0.231 t	365,553	84,443
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	3.010 t	112,687	339,188
2021/7/6	加工プレート PL.16×450×450	0.203 t	197,553	40,103

【マニュアル45・46頁「5-5複数年にわたる維持工事の取り扱い」】

改定ポイント③

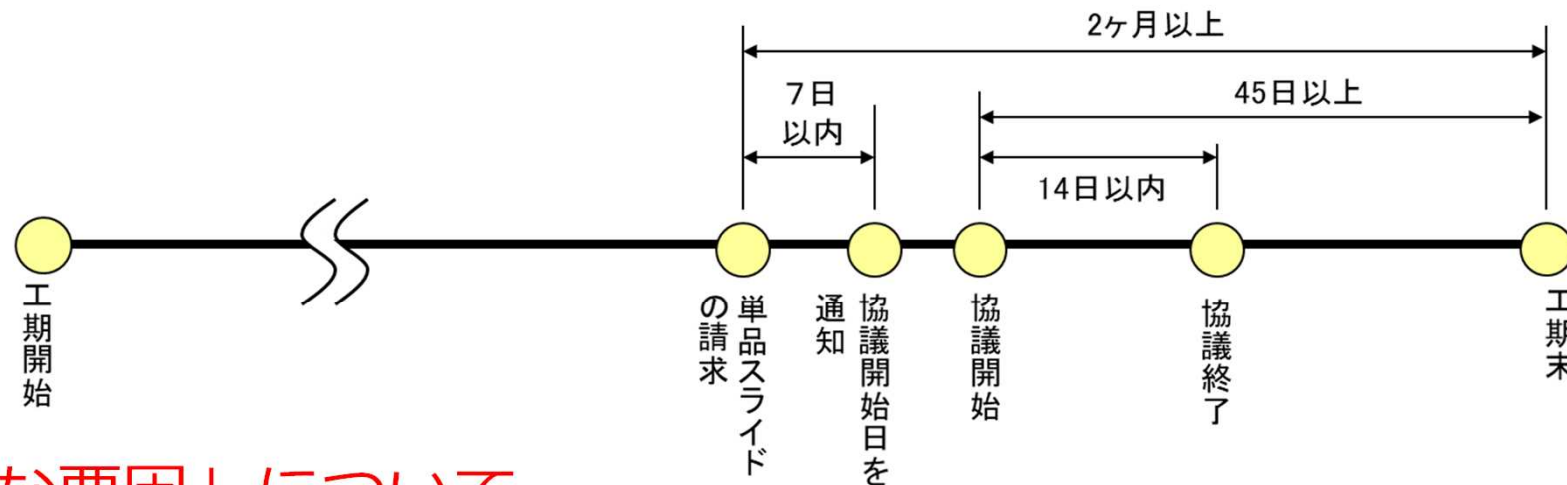
- 維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。



単品スライド額の手続き等について

1. 対象工事について

残工期が2ヶ月以上あるすべての工事を対象とする。



「特別な要因」について

- ▶ 単品スライドは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當になったとき」に適用することとされている。
- ▶ そのため、原油価格の引き上げに伴う原材料価格の引き上げのように、その原因について、受発注者が共通の認識を持って、その重要性を客観的に認められるよう整理が必要。
- ▶ 著しい価格の上昇が見られる場合は、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や価格の推移等、客観的に認められるよう必要な情報を把握することが重要。

【マニュアル4頁「1-3対象品目」】
 【マニュアル14頁「2-1-1対象材料の考え方」】
 【マニュアル24頁「4-1対象材料」】
 【マニュアル37頁「4-1-1対象材料の考え方」】

2. 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、鋼材類には非鉄金属（アルミニウムや鉛など）は含まない）※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等（アスファルトを主要材料としたものが対象）
	その他主要な 工事材料	<p>上記以外の<u>主要な工事材料が対象</u>（非鉄金属も対象）</p> <p>※<u>主要な工事材料か否かは、工事の種類や請負代金額中に占める資材費の割合、その他の要素を考慮して決定する。</u>なお、工場製作品も含む。</p> <p>※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。</p>

単品スライド条項の対象品目・材料について

【マニュアル15頁「2-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル37頁「4-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル63・64頁「別表1」】

2. 対象品目及び材料（市場単価・土木工事標準単価について）

- 市場単価・土木工事標準単価のうち、材料費を分離できる場合については、対象となる。
 - ・ 下表の市場単価のうち、取扱い区分①（黄着色）は、材料費が分離されているため対象。
 - ・ ただし、取扱い区分②のように材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。その場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。

市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	分離可能な品目	工種	名称	規格	単位	取扱い※	分離可能な品目
鉄筋工(大径鉄筋含む)	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類	吹付砕工	吹付砕工	モルタル・コンクリート	m	②	材料分離不可
鉄筋工(ガス圧接工)	ガス圧接工	ガス圧接工 手動(半自動)・自動	箇所	②	材料分離不可	橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工	3ス張工	m2	②	材料分離不可
心かけコンクリート工	心かけコンクリート工	設置	m2	②	材料分離不可(※②)	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
防護柵設置工(ガードレール)	ガードレール設置工	標準型(土中建設)	m	②	材料分離不可(※②)	薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工		m	①	鋼材類・その他材料
		標準型(コンクリート建設)	m	②	材料分離不可(※②)			樹洞モルタル舗装工	m2	②	材料分離不可
		耐雪型(土中建設)	m	②	材料分離不可(※②)			透視透水性舗装工	m2	②	材料分離不可
		耐雪型(コンクリート建設)	m	②	材料分離不可(※②)			樹洞系すべり止め舗装工	m2	②	材料分離不可
		部材設置(レール設置)(耐雪型含む)	m	①	鋼材類	道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)	基	②	材料分離不可
防護柵設置工(ガードハイ)	ガードハイ設置工	標準型(土中建設)	m	②	材料分離不可(※②)			標識柱設置(片持式)	基	①	鋼材類
		標準型(コンクリート建設)	m	②	材料分離不可(※②)			標識柱設置(門型式)	基	①	鋼材類
		部材設置(ハイ設置)	m	①	鋼材類			標識基礎設置(片持式・門型式)	m3	②	材料分離不可
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	横断・転落防止柵設置工	土中建設	m	①	鋼材類			標識板設置(案内標識)	m2	②	材料分離不可
		プレキャストコンクリートブロック建設	m	①	鋼材類			標識板設置(警戒・規制・指示・路線)	m2	①	鋼材類
		エンガート建設	m	①	鋼材類			添架式標識板取付金具設置(番号アーム部)	基	②	材料分離不可
		アーカーボルト固定	m	①	鋼材類			添架式標識板取付金具設置(照明柱・既設標識柱)	基	②	材料分離不可
		部材設置(ヒームまたはパネルの設置)	m	①	鋼材類			添架式標識板取付金具設置(歩道橋)	基	①	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可	道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標識設置・土中建設用	本	②	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・コンクリート建設用(穿孔含む)	本	②	材料分離不可(※②)
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・コンクリート建設用(穿孔含まない)	本	②	材料分離不可(※②)
		ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)	m	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		ロープ・金網設置工(上弦材付き)	m	②	材料分離不可			視線誘導標識設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		ステーロープ設置工	本	②	材料分離不可			視線誘導標識設置(スノボール併用型)	本	②	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(落石防止網)	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m2	②	材料分離不可			境界杭設置	本	①	その他材料
		アーカー設置	箇所	②	材料分離不可			道路標識設置(穿孔式)	個	②	材料分離不可(※②)
		ボルト式支柱(アーカー固定式)	箇所	②	材料分離不可			道路標識設置(貼付式)	個	②	材料分離不可(※②)
法面工	法面工	モルタル吹付	m2	②	材料分離不可			車線分離標識設置(可変式・着脱式)(穿孔式)	本	②	材料分離不可(※②)
		コンクリート吹付	m2	②	材料分離不可			車線分離標識設置(固定式)(貼付式)	本	②	材料分離不可(※②)
		機械薄層施工による植生工(植生基材吹付工)	m2	②	材料分離不可	公園植栽工	公園植栽工	境界線設置 金属製	本	①	その他材料
		機械薄層施工による植生工(客土吹付工、種子散布工)	m2	②	材料分離不可			植樹工	本	①	その他材料
		人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工)	m2	②	材料分離不可			支柱設置	本(m)	②	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生筋工、筋芝工)	m2	②	材料分離不可	軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	地被植付工	鉢	①	その他材料
		ネット張工(繊維ネット工)	m2	②	材料分離不可			サトドレーン工	m	①	その他材料
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料	橋面防水工	橋面防水工	サトコバクションパイル工	m	①	その他材料
		支柱設置	本(m)	②	材料分離不可			シート系防水	m2	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料	グルーピング工	グルーピング工	塗膜系防水	m2	②	材料分離不可
		植樹管理(せん定)	本(m2)	—	材料費含まず	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工		m2	—	材料費含まず
		植樹管理(施肥)	本(m2)	①	その他材料			仮設足場の設置・撤去	空m3	②	材料分離不可
		植樹管理(除草・芝刈・灌水)	m2	—	材料費含まず	コンクリート表面処理工(ウレタンジェット工)	コンクリート表面処理工		m2	②	材料分離不可
		植樹管理(防除)	本(m2)	①	その他材料						
		移樹工(掘取工)	本	②	材料分離不可						

※ ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ※ ②: 市場単価等に材料費が含まれているが、市場単価の構成上、分離が出来ない工種(「※②」材料分離不可の市場単価であるが、手間のみの単価が算出可能な単価。)

単品スライド条項の対象品目・材料について

【マニュアル15頁「2-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル37頁「4-1-2①市場単価・土木工事標準単価」】
 【マニュアル64・65頁「別表1」】

2. 対象品目及び材料 (市場単価・土木工事標準単価について)

市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工程	名称	規格	単位	取扱い※	備考	工程	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式(手動)	m	①	燃料油・その他材料	連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	—	材料費含まず
		ヘント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料			グライマー塗布	m2	①	その他材料
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油・その他材料			不陸修正	m2	①	その他材料
		区画線消去(ウオータージェット式)	m	—	材料費含まず			連続繊維シート本体貼付(一層当たり)	m2	①	その他材料
	区画線工(北海道特殊規格)	溶融式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料	仕上げ塗装(中塗り+上塗り)	m2	①	その他材料		
高視認性区画線工	高視認性区画線工	ヘント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料	剥落防止工(アラミドメッシュ)	剥落防止工(アラミドメッシュ)	剥落防止工(アラミドメッシュ)	m2	①	その他材料
		ヘント式(手動)	m	①	燃料油・その他材料	漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	m	①	その他材料
		リフ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料	防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(覆土)	m2	①	その他材料
		非リフ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料	防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(露出)	m2	①	その他材料
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油	紫外線硬化型FRPシート設置工(ホリスタル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ホリスタル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射なし)	m2	②	材料分離不可
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可	紫外線硬化型FRPシート設置工(ホリスタル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ホリスタル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射あり)	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びレンカス回収・精込工	m2	②	材料分離不可	塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	②	材料分離不可	ハキウムプラスト工	ハキウムプラスト工	ハキウムプラスト工	m2	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可	道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	鏡体設置	基	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	鏡体撤去	基	—	材料費含まず
		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	支柱・基礎撤去	基	—	材料費含まず
		塗替塗装 素地調整	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	①	鋼材類
		塗替塗装 研磨剤及びレンカス回収・精込工	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 独立基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 連続基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	—	材料費含まず
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	②	材料分離不可	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去(仮設ガードレール)	仮設防護柵撤去 独立基礎ブロック	m	—	材料費含まず
		無筋構造物	m3	—	材料費含まず	機械式継手工	機械式継手工	仮設防護柵撤去 連続基礎ブロック	m	—	材料費含まず
		鉄筋構造物	m3	—	材料費含まず	継手方式(1)	継手方式(1)	継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
		コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工(練積・空積)	m3	①	コンクリート類	打込または引抜 施工条件Ⅰ	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①
U字側溝	m			①	コンクリート類	打込または引抜 施工条件Ⅱ	打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類	
自由勾配側溝	m			①	コンクリート類	打込または引抜 施工条件Ⅲ	打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類	
排水構造物工	排水構造物工	蓋版	枚	①	鋼材類・コンクリート類	ノコキョウ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコキョウ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	m	②	材料分離不可	
		鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		下地処理	m2	—	材料費含まず	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		プライマー塗布(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		下地調整(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(中塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(中塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(上塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	塗装(上塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(中塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(中塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		塗装(上塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
表面含浸工	表面含浸工	塗装(上塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		簡易清掃	m2	—	材料費含まず	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		下地処理	m2	—	材料費含まず	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
表面含浸工	表面含浸工	含浸材塗布	m2	①	その他材料	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	
		含浸材塗布	m2	①	その他材料	FRP製格子状ハネル設置工	FRP製格子状ハネル設置工	枚	②	材料分離不可	

※ ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工程
 ②:市場単価等に材料費が含まれているが、市場単価等の構成上、分離が出来ない工程

3. 受注者に提出して頂く証明書類

【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】

- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
- 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
- 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

改定ポイント②

- **鋼材類の購入**にあたって、**購入先と購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合には、購入先や単価等の証明書類の提出を省略し、搬入月及び数量を証明する書類をもってスライド条項の適用**とする。その際は**実勢価格**を用いてスライド額の算定を行う。

※受注者の自社の取り決めではなく、メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できる必要がある
 ※その他の主要な工事材料についても同等の事情があると認められる場合には同規定を準用可

出荷伝票

2021/07/11 47

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
H-300C300X15/15	1,000	2	2,000	0.186			
加工プレート PL-12X100X400	3,777	12	45,324	0.043			
L-130X130X12	10,000	3	30,000	3	5,000	3	15,000
	3,000	24	72,000	33	133.50	3	4,215

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
F10T-M22X60	120	0.264	31.68	F10T-M22X105	40	0.103	4.12
F10T-M22X65	440	0.235	103.40	トアプル B-10	32	0.099	3.17
F10T-M22X70	275	0.154	42.35	トアプル B-30	18	0.077	1.39
F10T-M22X75	350	0.200	70.00				
F10T-M22X80	350	0.207	72.45				
F10T-M22X85	135	0.081	11.03				
F10T-M22X90	90	0.056	5.04				

株式会社

御中

請求日 2021/7/31

TEL FAX

請求書内訳書

今回請求金額 5,524,676円

毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。さて、納品のお代金右記の通りになりますので下記明細を御確認の上、お支払い願いますようお願い申し上げます。

日付	品名・規格	数量	単価	金額
2021/7/6	清形鋼 C200×80×7.5	0.394 t	102,612	40,390
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	7.052 t	112,687	794,669
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×70	0.086 t	365,553	31,438
2021/7/6	I型ハイテン S10T 22×85	0.231 t	365,553	84,443
2021/7/6	H形鋼 H400×400×13/21	3.010 t	112,687	339,188
2021/7/6	加工プレート PL.16×450×450	0.203 t	197,553	40,103

4. 対象数量について (増額変更の場合)

【マニュアル16・17頁「2-2対象数量」】
 【マニュアル24～26頁「3-2対象数量」】
 【マニュアル38・39頁「4-2対象数量」】

- 証明数量 < 設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない。 ※1
- 設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 対象数量は証明数量。 ※1：ただし、燃料油については証明数量により対象とすることができる。
- 設計数量 < 証明数量 → 対象数量は設計数量。

証明数量・・・受注者から証明された数量

設計図書の数量・・・設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量

設計数量・・・設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

なお、ロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。

区分	品目	証明数量の補足
鋼材類 ※2	鋼材類	加工による材料ロスの数量も加算可能（スクラップも対象）
燃料油	燃料油	各種資材や建設機械や仮設材の運搬に要した燃料油も対象可能。
その他 工事材料 ※2	コンクリート類	材料ロスの数量も加算可能。
	アスファルト類	材料ロスの数量も加算可能。
	その他主要な工事材料	材料ロスの数量も加算可能。（スクラップも対象）

※2：任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする

5-1. 変動後の実勢価格及び単価について (官積単価)

【マニュアル21～23頁「2-4単価 (実勢価格の算定)」】
 【マニュアル27～29頁「3-4単価 (実勢価格の算定)」】
 【マニュアル41・42頁「4-4単価 (実勢価格の算定)」】

区分	品目	算定
鋼材類	鋼材類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格 ・鋼橋製作工など工場に直接搬入される場合は工場に搬入された月 ・複数の月に搬入された場合は、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
燃料油	燃料油	対象材料を <u>購入した月の翌月</u> の物価資料の価格 証明された数量：各月の購入数量を実勢価格による荷重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出 証明されない数量：契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格を平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
その他 工事材料	コンクリート類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)
	アスファルト類	対象材料が <u>現場に搬入された月</u> の物価資料の価格(鋼材類に準じる)
	その他主要な 工事材料	鋼材類に準じるものとするが、契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じて設定。

※各細別における直近の単価合意比率を乗じる。精算変更時に追加された細別は、請負比率を用いる。

※当初積算が、特別調査や見積りによる場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等が工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

5-2. 実際の購入金額について

- 受注者より提出された証明書類にある金額（単価合意比率※は乗じない）

※総価契約単価合意方式の場合

5-3. 変動額算定について

- M当初（鋼,油,材料）（品目毎に算出）（当初設計時点の実勢価格）

$$= (p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

- M変更（鋼,油,材料）（品目毎に算出）（変動後の実勢価格）

$$= (p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

- 変動額 = （変動後の実勢価格 - 当初設計時点の実勢価格）

p : 設計時点における各対象材料の実勢価格の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の実勢価格の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 単価合意比率または請負比率

6. 単品スライド対象判断について

【マニュアル4頁「1-3-2スライド額の算定の対象とする品目」】
 【マニュアル6・7頁「1-5-1スライド額算定の方法について」】

「品目毎の変動額」が、請負代金額の1%を超えるもの

- 鋼材類と燃料油などの変動額の合計額で判断するものではない。
- 「品目毎の変動額」とは、鋼材類を例にすれば、H形鋼・異形棒鋼…などの合計額。
- 受発注者の協議の上、対象資材の品目の区分けを実施。（その他主要な工事材料では、請求があった材料の中から受注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。）

×誤った判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
合計		7,500,000	10,200,000	2,700,000	

- ・品目毎に変動額の合計額を算出していない。
- 鋼材類と燃料油で区分が必要。
- 燃料油の合計変動額（300,000）が、1%相当額に満たないため、対象外となる。

○正しい判定事例

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当	2,000,000
品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	

7. 請負代金額について

請負代金額とは、基本的に「最終的な請負代金額」

- 既済部分検査を実施し、支払いが完了している部分は、請負代金額から控除する。
- なお、材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、**同時もしくは事前に**、契約書第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象と出来る。

【出来高数量算出方法について】

- 出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額の割合に、対象数量を乗じ、概算的に数量を算出。（支払いは9割以下となるため、支払い=部分払い対象となった請負代金額相当額ではない。）

対象請負代金額の概念



全体請負代金額：A 1 + A 2 + A 3

単品スライドの対象請負代金額：A 2 + A 3

→ A 1 は既に支払い済みのため、単品スライドの対象とはならない。

8-1. スライド額算定の方法について

スライド額算定式

● S 増額 =

$$(M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材料}} - M_{\text{当初材料}}) - P \times 1/100$$

S 増額 : スライド額 (増額変更の場合)

M 変更鋼, M 変更油, M 変更材料

: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M 当初鋼, M 当初油, M 当初材料

: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

P : 請負代金額

● 実際の購入金額が M 変更鋼、M 変更油又は M 変更材料を下回る場合について

- 実際の購入金額が M 変更鋼、M 変更油又は M 変更材料を下回る場合にあっては、上記スライド額算定式の規定にかかわらず、M 変更鋼に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M 変更油に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M 変更材料に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記スライド額算定式によりスライド額を算定する。

8-2. 変動額算定について（実際の購入金額が適当と判断するための運用）

- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、**適当と認められる場合は、実勢価格（官算定）を上回る場合**であっても、**実際の購入金額を採用。**

（※ただし、対象数量外は含めない。）

□ 証明書類

- 購入実績を証明する書類（請求書、納品書、領収書）
- 当該地域での**市場取引価格**が確認できる2社以上からの見積り

1) 受注者からの申し出

- 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、**対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。**その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）考慮）を上回ることを確認するものとする。
- 受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、**購入実績を証明する書類（請求書、納品書、領収書）に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積り**とする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- 見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- 見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月」もしくは「購入した月」を含むものとする。
- 地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等による取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

8-2. 変動額算定について（実際の購入金額が適当と判断するための運用）

【第1段階】

- ・ **対象材料毎**に、受注者から提出された資料（購入実績を証明する書類、当該地域での市場取引価格が確認できる見積り）から、「実際の購入金額の単価」が最も安価であることを確認する。（代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。）
- ・ 実際の購入金額の単価が**最も安価であれば、第2段階へ**
- ・ 実際の購入金額の単価が**最も安価にならなければ、実勢価格を採用する。**

【第2段階】

- ・ 「実際の購入金額の単価」と「実勢価格の単価」を比較して実際の購入金額の妥当性を判断する。妥当性の目安として、実際の購入金額の単価が**実勢価格の単価（単価合意比率考慮） + 30%以内**であるか。
 - ① 「実際の購入金額の単価」
（※複数月に渡って搬入している場合は、荷重平均単価）
 - ② 「実勢価格の単価（単価合意比率考慮） + 30%」
（※複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（単価合意比率考慮）の荷重平均単価 + 30%）
- ・ **①が②以内であれば、実際の購入単価を採用**
- ・ **①が②を上回る場合は、特別に考慮すべき価格変動要因を確認し、発注者が妥当性を確認できれば、実際の購入単価を採用することができる。**

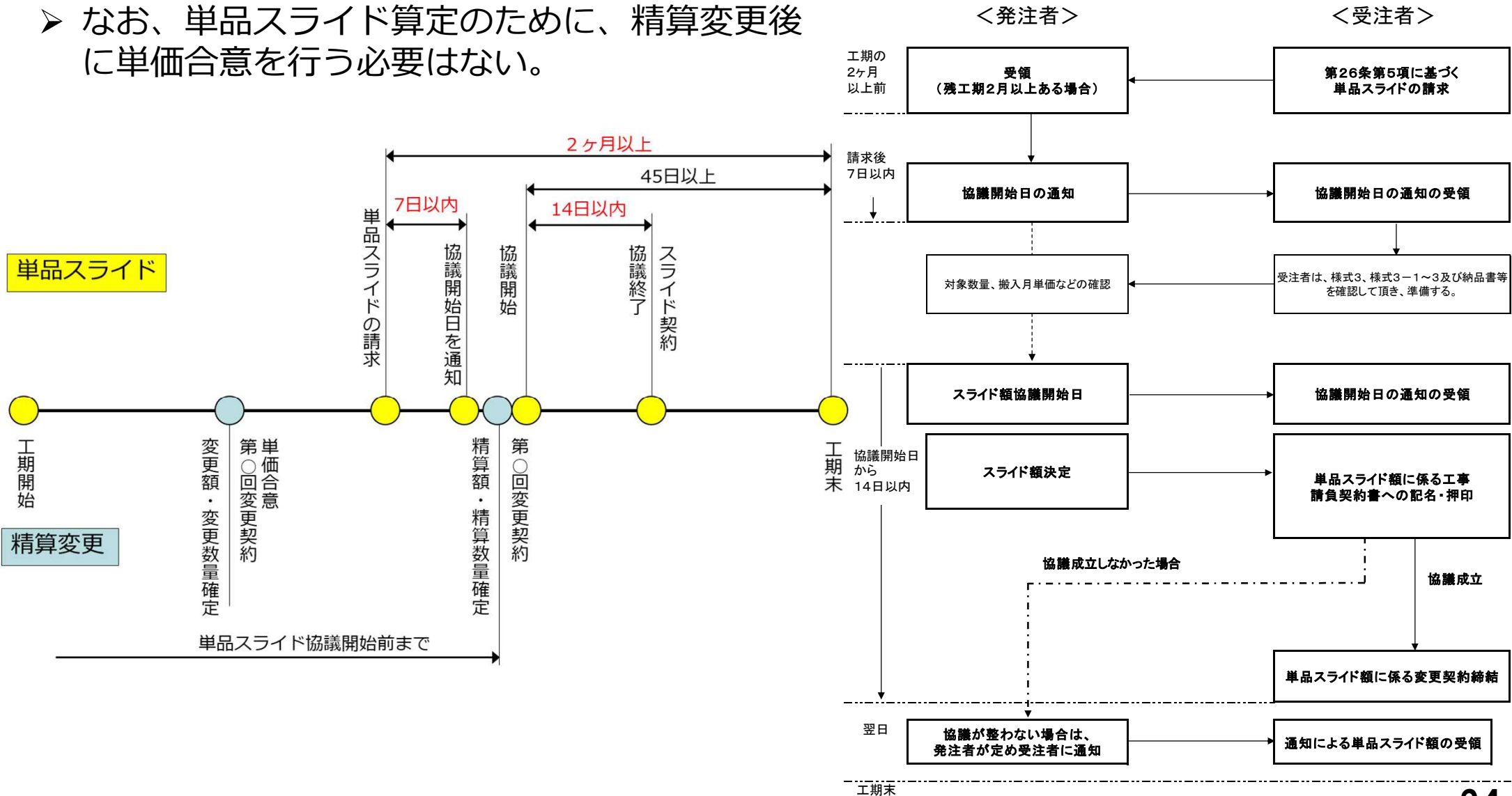
単品スライド額の手続きについて

【マニュアル43・44頁「5-1請求時期、5-2協議の手続き」】

9-1. 請求等手続きについて

- 単品スライド分を除く精算変更を行ったうえで、単品スライドに伴う契約変更手続きを行う。
- なお、単品スライド算定のために、精算変更後に単価合意を行う必要はない。

増額 単品スライド 手続きフロー及び様式

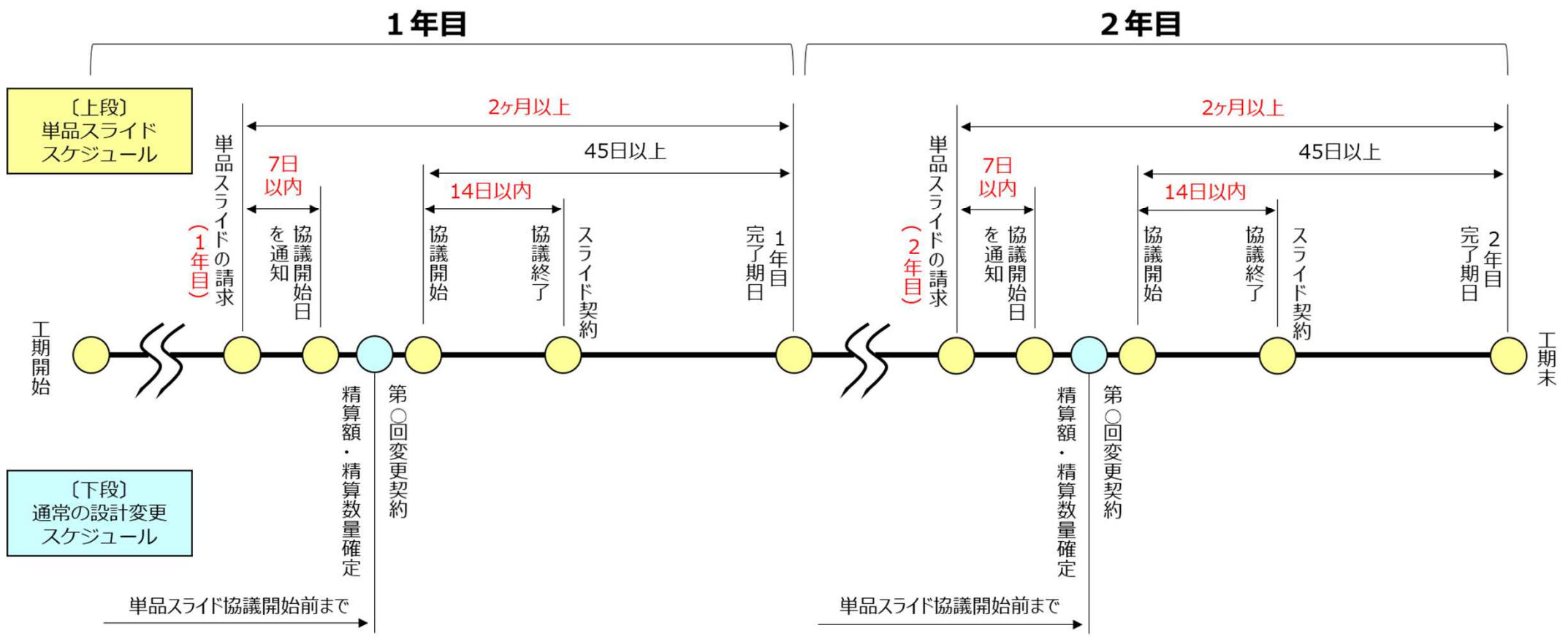


【マニュアル45・46頁「5-5複数年度にわたる維持工事の取り扱い」】

9-2. 請求等手続きについて

改定ポイント③

➤ 維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。



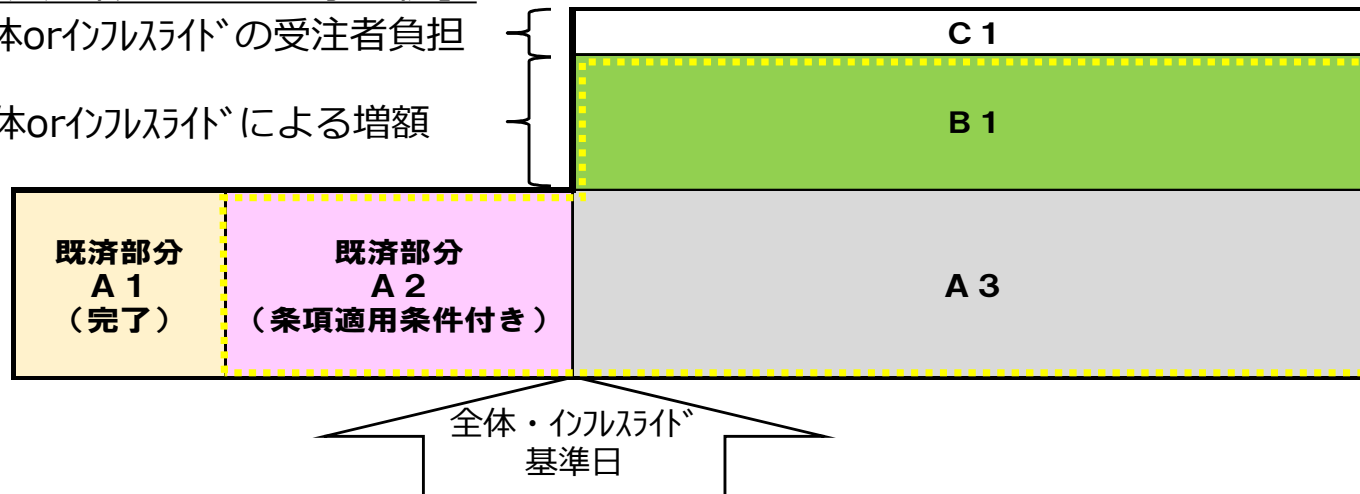
10-1. 対象となる品目の判断と請負代金額について

【マニュアル11・12頁「1-6全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例」】

【既済部分がある工事の例】

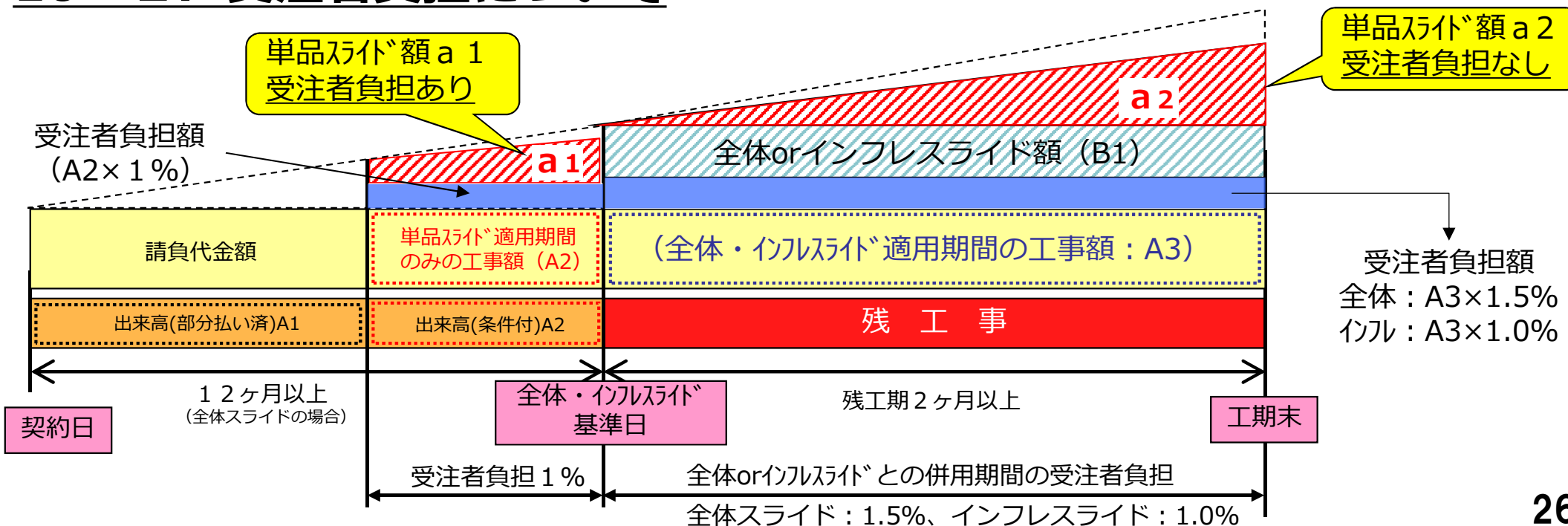
全体orインフレスライドの受注者負担

全体orインフレスライドによる増額



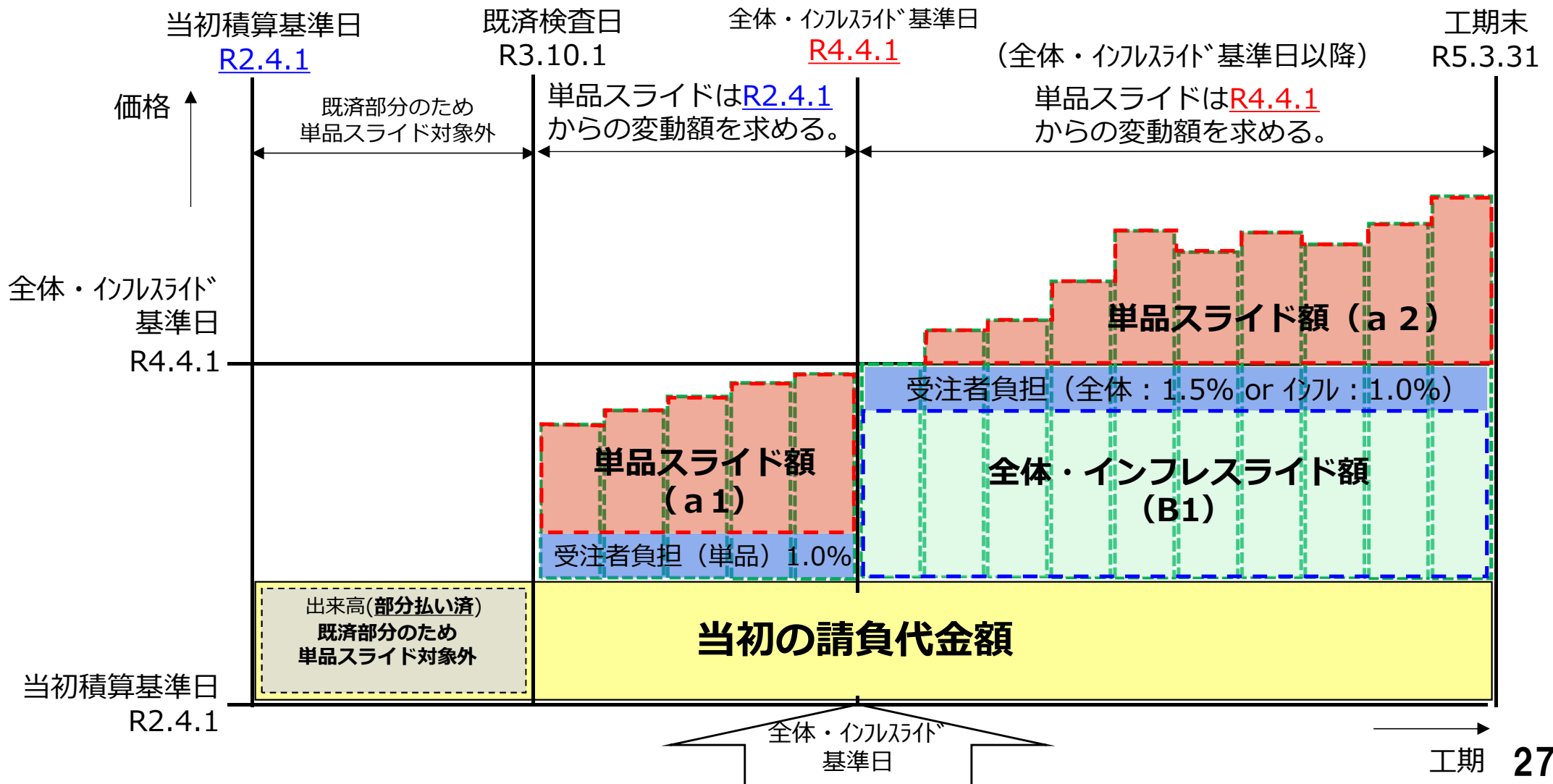
- ▶ 単品スライドの対象請負代金額 $A2 + A3 + B1$
- ▶ 対象となる品目の判断 $(A2 + A3 + B1) \times 1\%$ 以上となる品目が対象。

10-2. 受注者負担について

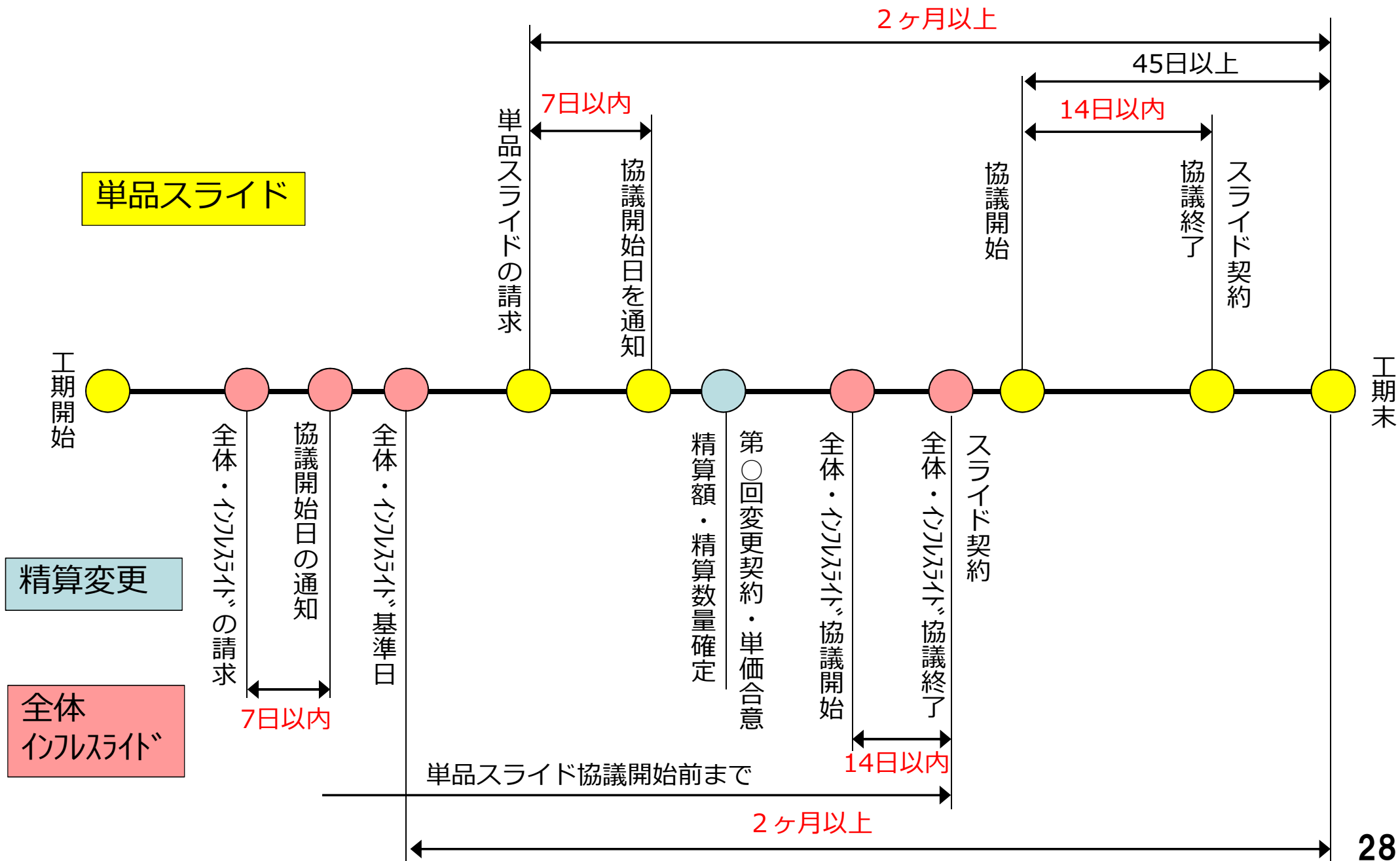


10-3. 当初設計時点の実勢価格について

- ▶ 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。



10-4. 請求等手続きについて

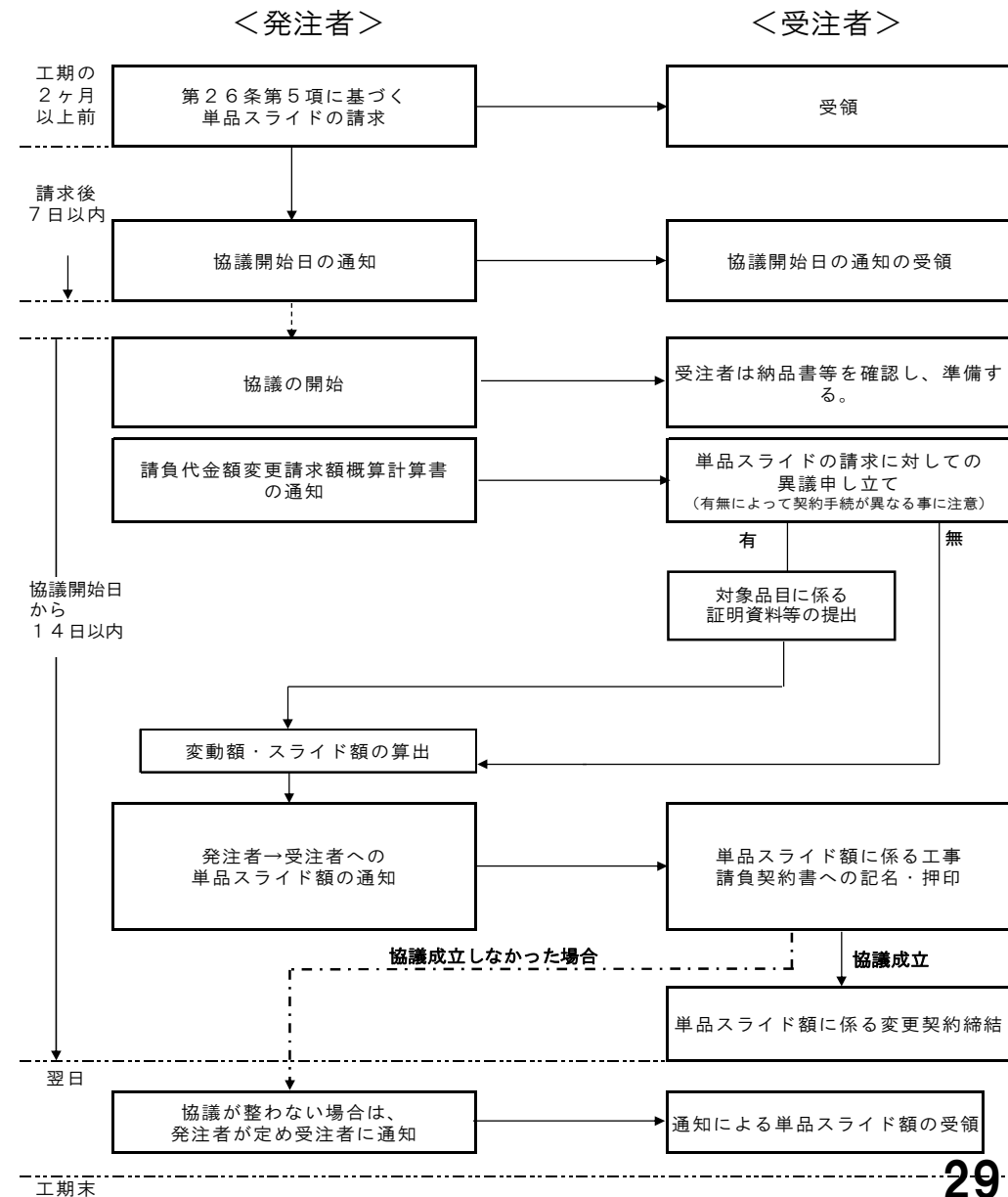


11-1. 受注者に提出して頂く証明書類

【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
 【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】

- 単品スライド（減額）手続きにおいては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月から算定を行うため、**証明書類は不要**。
- ただし、発注者が設定した変動後の実勢価格などに**異議の申し立てがあった場合**、対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価、購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書などを求める。
- なお、必要な証明書類が提出されず、異議申し立てされた内容が確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額となる。

《減額》 単品スライド 手続きフロー及び様式



11-2. 対象数量について

【マニュアル16・17頁「2-2対象数量」】
 【マニュアル24～26頁「3-2対象数量」】
 【マニュアル38・39頁「4-2対象数量」】

- 発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合 → 対象数量は設計数量。
- 発注者が設定した変動後の実勢価格などに受注者が異議を申し立てされた場合は増額変更に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数値を下回る場合（証明数量 < 設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

11-3. 変動額算定について

【マニュアル6～10頁「1-5-1スライド額算定の方法について」】

- M当初（鋼,油,材料）（品目毎に算出）（当初設計時点の実勢価格）

$$= (p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$
- M変更（鋼,油,材料）（品目毎に算出）（変動後の実勢価格）

$$= (p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$
- 変動額 = （変動後の実勢価格 - 当初設計時点の実勢価格）

- p : 設計時点における各対象材料の実勢価格の単価
- p' : 価格変動後における各対象材料の実勢価格の単価
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- k : 単価合意比率または請負比率

11-4. スライド額算定の方法について

スライド額算定式

● $S_{\text{減額}} =$

$$(M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材料}} - M_{\text{当初材料}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{減額}}$: スライド額 (減額変更の場合)

$M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材料}}$

: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{当初鋼}}$, $M_{\text{当初油}}$, $M_{\text{当初材料}}$

: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

P : 請負代金額

● 実際の購入金額が $M_{\text{変更鋼}}$ 、 $M_{\text{変更油}}$ 又は $M_{\text{変更材料}}$ を上回る場合について

- 発注者が設定した変動後の実勢価格などに受注者が異議を申し立てされた場合は増額変更と同様の取扱いとする。
- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な金額であると認められる場合にあつては、上記スライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更材料}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記スライド額算定式によりスライド額を算定する。

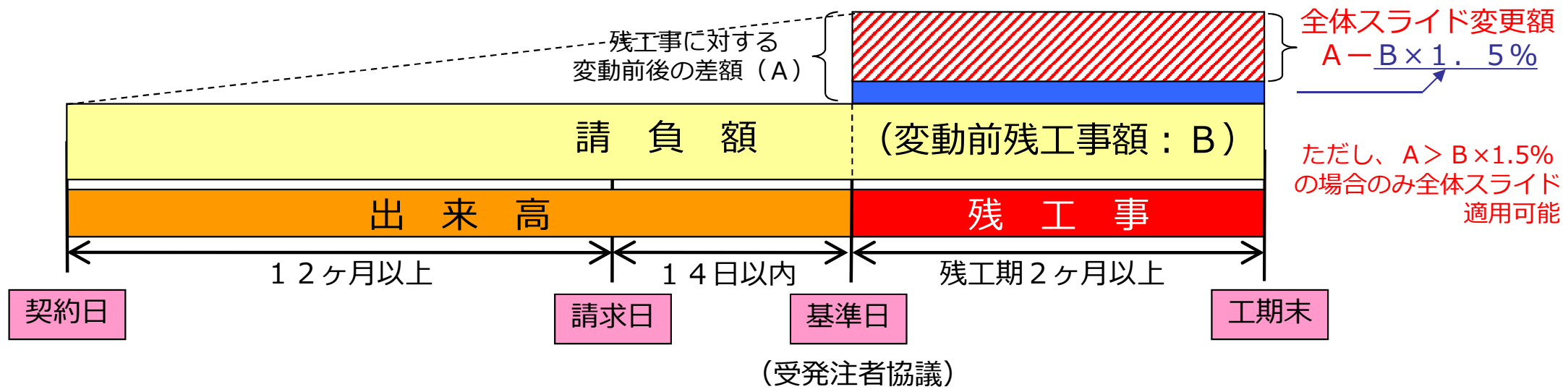
参考資料

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第26条第1～4項 (全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

全体スライド (工事請負契約書第26条第1項～第4項)

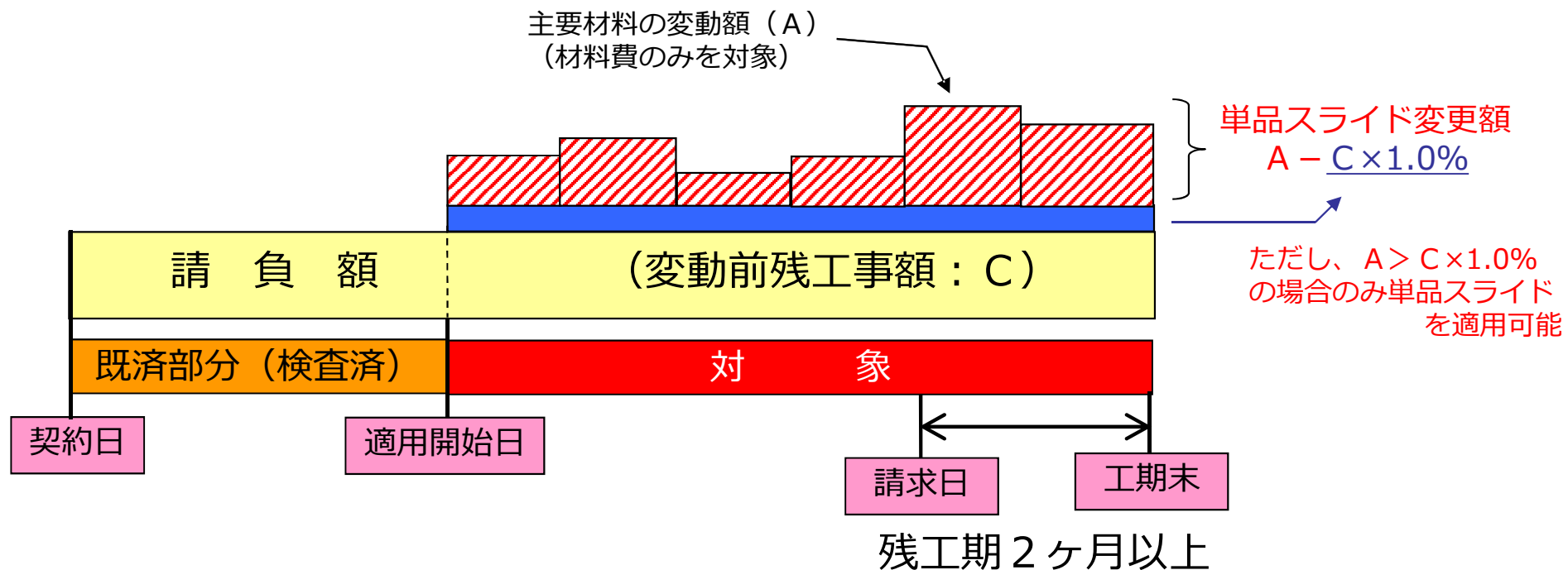


資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第26条第5項（単品スライド条項）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド（工事請負契約書第26条第5項）



急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）

